

暮らしのお知らせ

Information

広報てしお別冊を発行しました

企画商工課広報情報係

☎01632(2) 1001

■「しろまる最北日記・天塩特別編」が冊子になりました！



天塩町公認インフルエンサー（住・暮らし担当）として「X（旧Twitter）」および「note」で天塩町の暮らしの魅力について投稿をしている「白丸あすか（高木今日太）」さんが描いた、天塩町を紹介したイラストを広報てしお別冊として冊子にしました。

町外の友人、知人に天塩町のことを紹介したい方がありましたら差し上げますので、企画商工課までお越しください。

※在庫部数には限りがあります。

粗大ごみの収集日

西天北五町衛生施設組合

☎01632(5) 1154

■粗大ごみの収集日について

粗大ごみの収集は、4月から11月までの第一土曜日に電話予約による戸別収集を行っています。お申し込みは収集日の前々日の木曜日まで（木曜日が祝日の場合は、その前日まで）です。

■粗大ごみの出し方

- ① 西天北五町衛生施設組合に電話で申し込み、受付番号を取得します。
- ② 粗大ごみ処理券（シール）を取扱小売店で購入します。
- ③ 処理券に先ほどの受付番号と名前を記入し、粗大ごみの見やすいところに処理券を貼り付けます。
- ④ 申し込み時に打ち合せした日に玄関前に出してください。

■補足事項

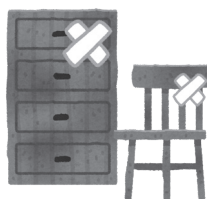
直接搬入する場合は、土日、年末年始（12月31日～1月3日）の休み以外はいつでも受入れいたします（受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後4時）。
直接搬入する場合は、組合に申

役場からお知らせします！



し込む必要はありません。直接、西天北リサイクルプラザへ搬入してください。粗大ごみ処理券もプラザで販売しています。

以前の粗大ごみ処理券（500円の記載あり）は使用できません。ごみ袋販売店に古い粗大ごみ処理券をお持ちいただき、追加の40円を支払えば新しい処理券と交換できます。新しい処理券には金額の記載はありません。



回収月	申込締切日	収集日
4月	4月3日（木）	4月5日（土）
5月	5月1日（木）	5月3日（土）
6月	6月5日（木）	6月7日（土）
7月	7月3日（木）	7月5日（土）
8月	7月31日（木）	8月2日（土）
9月	9月4日（木）	9月6日（土）
10月	10月2日（木）	10月4日（土）
11月	10月30日（木）	11月1日（土）

日常生活活動支援券

福祉課福祉係

☎01632(2) 1728

天塩町にお住まいで、次に該当する方に「日常生活活動支援券」を交付いたします。希望される方は、印鑑を持参のうえ、福祉課福祉係または雄信内支所へお越し下さい。

交付の対象になる方

- 【最大30枚交付】
- ① 70歳以上の高齢者
- 【最大48枚交付】
- ② 70歳以上の免許返納者
- ③ 身体障害者手帳1～2級（肢体障害の場合1～4級まで）所持者
- ④ 精神障害者保険福祉手帳1級所持者
- ⑤ 療育手帳A判定の者
- ⑥ 要介護認定者で、かつ世帯構成員全員非課税であること

※②～⑥で交付を希望される方は、対応する本人確認書類（運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳）をご持参ください。

※①に該当する方で、運転経歴証明書を提示した方は、18枚を上限に追加交付することができます。

※年度の途中から券の交付を受ける方は、月割の枚数となります。

★原則、ご本人しか利用できません
・入浴券として利用する場合、介助が必要な場合はその介助者も利用できます。

・ハイヤー運賃助成券としてご本人以外が利用する場合、買い物などの用事を依頼された介助者や親族の方に限り、利用できます。

・亡くなられた方の券を使用することはできません。交付された方が亡くなったときは、役場へお返しいただきますようお願いいたします。不正利用が判明した場合、券の返還を命じるほか、今後の交付を停止いたします。

★切り取ってしまった券は利用できません
・一度切り取ってしまった券は無効となり、使用することはできません。

・誤って券を切り取ってしまった場合は、券と一緒に冊子をお持ちください。

★紛失による再交付はできません
・券をなくしてしまった場合、再交付はできませんのでご注意ください。

・ただし、汚損・破損してしまった場合は、残りの枚数分の券を交付します。

国民年金

福祉課福祉係

☎01632(2) 1728

■退職した時は届け出を！

会社を退職した時は、厚生年金の加入も終わります。退職した時に60歳未満であれば引き続き国民年金に加入しなければならぬため、役場へ届出が必要となります。また、保険証の扶養に入っていた配偶者についても同様に届出が必要となります。

《手続きに必要なもの》

・年金番号のわかる書類

※手続きの際に退職した日を確認させていただきます。

■納付は便利な口座振替で！

令和7年度の国民年金の保険料は1ヶ月1万7510円です。現金で納付するほかに口座振替制度があります。納め忘れもなく、毎月、金融機関等に行く手間も省けて大変便利です。

《お得な割引制度もあります》

・早割制度：当月分の保険料を当月末に振替することによって、各月60円割引になります。

・前納制度：一定期間の保険料をまとめて振替することによって、最大1万7010円割引になります。

《割引額（口座振替納付の場合）》

種類	保険料の額	免除期間の 老齢年金の額	所得審査の対象
免除	全額免除	0円	4/8
	3/4 免除	4,380円	5/8
	半額免除	8,760円	6/8
	1/4 免除	13,140円	7/8
猶予	納付猶予	0円	申請者本人とその配偶者
	学生納付特例	0円	申請者本人

・6ヶ月前納：1190円お得
・1年前納：4400円お得
・2年前納：1万7010円お得
※4月～9月分の6ヶ月前納、1年前納、2年前納は2月末をもって受付を終了しています。
※金融機関との手続きの関係上、振替希望月の前月上旬までにお申し込みください。

■保険料を納められないとき

経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときは「全額免除制度」「一部納付制度」「納付猶予制度」があります（左表）。また、学生の方には「学生納付特例制度」があります（いずれも所得審査あり）。未納にしまうと、将来の老齢年金だけでなく、万が一の

ときに障害年金・遺族年金が受給できない場合があります。免除は過去2年1ヶ月分まで遡って申請が行えます。

《手続きに必要なもの》

①年金番号のわかる書類 ②所得審査の対象者が失業中の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」 ③学生納付特例の申請は「在学証明書」又は「学生証の写し」

《追納制度があります》

免除や納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば納めることができます。

■年金請求書が届いたら……

年金を受け取る権利のある方には、支給開始年齢に達するお誕生日の約3ヶ月前に、年金請求書が届きます。請求手続きはお誕生日の前日から可能です。また、66歳以降に請求して受け取る年金額を増やせる繰り下げ請求もごさいます。希望される方はお気軽にご相談ください。

《手続きに必要なもの》

①通帳 ②身分証明書

児童手当制度

福祉課福祉係

☎01632(2) 1728

■児童手当制度について

児童手当は、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

支給額は次のとおりです。

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円 第3子以降は30,000円
3歳以上 高校修了前	10,000円 第3子以降は30,000円

※「第3子以降」とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

4月・6月・8月・10月・12月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します（例えば、4月の支給日には2～3月分の手当を支給します）。

■認定請求について

お子さまが生まれたときや、他の市町村から転入してきたときには、現住所の市区町村に認定請求書を提出する必要があります。

《認定請求に必要なもの》

・通帳の写し
・保護者のマイナンバーが確認できる書類

※ほかの市区町村から転入された方は、前住所地で発行された所得証明書が必要です。

※この他にも、必要に応じて提出いただく書類があります。

■各種届出について

次のいずれかに該当するときは届出が必要です。

①児童を養育しなくなったなどにより、支給対象児童がいなくなつたとき

④他の市区町村へ転出するとき

新規採用職員
のご紹介

3月に採用になりました職員を紹介いたします。町民の皆様方のため頑張りますので、よろしくお願いいたします。



主任 堀川 太
住民課 ぼりかわ